

被災者に寄り添った熊本地震の復興支援、更なる拡充を！

6月2日、日本共産党熊本県委員会は、熊本地震復興について、政府への要望を行いました。松岡勝書記長、山本伸裕県議ほか、各被災自治体から参加。党熊本市議団からは、上野みえこ議員・山部洋史議員が参加しました。



【主要要望項目】

- ・復興財源はすべて国庫負担とする「特措法」の制定を
- ・生活再建支援金を最大500万円に
- ・一部損壊世帯への支援拡充を
- ・仮設住宅の改善、住み替えを認めること
- ・応急修繕の拡充を
- ・宅地被害（液状化・地盤滑動等）に関する支援のさらなる拡充を
- ・耐震診断・耐震補強工事への支援
- ・私道復旧への支援
- ・グループ補助金の継続と予算増額
- ・農業・農地被害への支援拡充
- ・国保・介護保険等の保険料・医療費免除の延長
- ・見守り活動への支援
- ・生活保護の住宅扶助への特別基準適用を適切に行う など

＜国保・介護保険等の減免＞

自治体の減免は可能(国が8/10を支援)

国保・介護保険等の保険料・利用料の減免は、今年9月までです。国は、「自治体が条例で減免を延長することは可能。その場合、国が8/10を支援します」と回答しました。東日本大震災では、現在も自治体減免が続いています。熊本市では、仮設暮らしが1万世帯近く、減免は延長すべきです。

＜生活福祉資金貸付の返還金＞

国の回答「扶助費以外の収入があればその分を収入認定しない」

党市議団は、熊本市の各福祉事務所長に「生活福祉資金の返還金を扶助費以外の収入があれば、収入認定せずに手元に残るようにする」ように申し入れていましたが、市福祉事務所は、国の考えに沿った運用への改善を拒否してきました。

国会でも日本共産党・堀内衆院議員の質問に、政府参考人は、被災し

た生活保護受給者について、「生活福祉資金の貸付けの償還の場合、償還に充てる収入がある場合は、これを収入として認定せずに手元に残るようにしている」と答弁していました。

市の解釈は誤り、「通知を出す」

厚生労働省は今回の要望で、市の考えの誤りを指摘し、近々「通知」を出すと言いました。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 6月19日(月) 午後3時～5時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 6月20日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 6月21日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 6月27日(火) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿6-5-60) Tel 362-5181
- 7月13日(木) 午後1時～4時 予定
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-7731

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか やまべひろ
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1050
2017年6月11日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：共産党熊本市議団



北口議員、「熊本市漁協代表理事」等の立場を利用し、市に圧力、事業を妨害

5月12日の「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」では、江津湖に関する5つの事案について審議

【画図地区排水路事業】

法令上必要のない説明を求め、事業実施を見送り

北口議員が代表理事を務める熊本市漁協の同意が必要ない画図地区の排水路について、全員揃うのが難しい、全集落農区長そろっての説明を求めました。北口議員は、自らが同意しないと市が工事を進めにくいと認識しながら、説明を求め続け、事業は地域の要望に沿って予算化されたものであったにもかかわらず、実施が見送られました。

事業が見送られ、排水路工事が1年先延ばしになったことで、地域住民は不利益を被ることになりました。

北口議員が同意しなければ、市の事業がストップするということは、北口議員の行為が市への圧力になっていたわけです。また、自らが同意しなければ工事が進めにくいと知りながら、事業を妨害した北口議員のやり方は悪質です。

さらに翌年、事業内容は北口議員の要望に沿って変更

次年度へと繰り越された排水路工事は、北口議員の強い要望によって、内容が変更されました。

翌年、前年に実施できなかった6件の工事を実施することになっていましたが、事業内容は北口議員の要望によって、内容まで変更されました。住民合意で要望され予算化していた事業をストップし、1年先延ばしにしてしまっただけでなく、内容まで変更させるなど、普通にはできないことです。北口議員の言動・行為が市にとって、いかに圧力であったかわかります。

【変更内容】

- ① 排水暗渠布設工事を縮小
200m・1250万円
↓
20m・250万円
- ② 無田川護岸補修工事を追加
北口議員の要望で追加
120m・250万円

江津湖底質調査を妨害

北口議員は、他局の対応に腹を立て、環境局が江津湖底質調査の説明のために準備した資料を破り捨て、説明ができなかった。

その後も、江津湖公園の指定管理者に相談していないことを理由に説明を拒否。調査の前日、他の局に立腹し、メールで調査中止を求め、調査は結局中止になった。

熊本市漁協の特別扱いを求め激怒

江津湖公園に係るアンケート実施の際、北口議員が代表理事を務める熊本市漁協を特別扱いしなかったと激怒、アンケート拒否とともに、底質調査の中止をメールで求めた。

江津湖魚類調査を妨害

環境局が江津湖の魚類調査実施に必要な熊本市漁協（北口議員が代表理事）の同意を得ようとしたら、北口議員は他局の業務に熊本市漁協や江津湖公園指定管理者を使うよう要求した。そのほか、調査と関係ない、観光文化交流局の陳謝、全国豊かな海づくり大会レセプションの参加者枠の拡大等を求め、調査を遅らせた。

職員に外来魚の腹部切開を強要

江津湖の底質調査・魚類調査の際、全く関係ない職員まで、1日ばかりで立ち会わせ、職員に暴言を吐く。不満を述べた他の案件の担当職員に、外来魚の腹部切開を強要した。

なぜ、市の職員が北口議員の言いなりになってきたのか

……不当要求行為等防止対策会議の証拠とされた音声データが物語る

委員会に先立ち、証拠とされた3つの音声データ（部分）が流されました。北口議員が大声を張り上げ、市職員を恫喝するものでした。

「そがんこつしたら、私の逆鱗に触れると思わんと?」「市ば訴えてやる、私は。今回のことで頭にきとっとだけん。本当に。」「我がどんのよかごつしてたい。それで済む話かいた。あんたね。」

など、こういう言葉を発せられたら、まともな話はできません。